

第2回社会鍼灸学研究会 明治～第二次世界大戦の鍼灸教育

森ノ宮医療学園

横山 浩之

はじめに

鍼灸教育は、盲学校では明治12(1879)年に始まり、明治36(1903)年教員養成設置を経て、漸次展開してゆく

晴眼者の間では、明治45(1912)年の「鍼術灸術営業取締規則」発令を承けて、「学校」が形成される

制度上、本格的な「教育」と呼べるものは、戦前は存在せず、戦後スタートする

2

「脱亜入欧」から「日本」「東洋」の形成

明治10(1877)年 西南戦争

明治18(1885)年 「鍼術灸術営業差許方」

明治22(1889)年 大日本帝国憲法

明治27(1894)年 日清戦争

明治35(1902)年 営業規則改正

明治36(1903)年 東京盲啞学校教員練習科

明治37(1904)年 日露戦争

明治45(1912)年 鍼術灸術営業取締規則

3

(晴眼者の)鍼灸学校・教科書

ヘッド氏帯以降医学者による鍼灸の研究

大正7(1918)年 改正孔穴

鍼灸医師法運動

昭和2(1927)年 澤田健の登場

医科学的研究と、古典復興運動

戦争の極期は、鍼灸の「黄金時代」(米山)

4

教授の「場」

見習い(徒弟):住み込んで共同生活する中で、似たものに生成してゆく(無自覚的)

私塾:先達が希望者に教授する。教本などは作成されない。受験対策～治療まで対象となったか?

私塾の延長にある「学校」:受験対策。教科書が作成されるようになる

学校:府県の認可

5

「場」を規定するもの

教育令:各種学校。現在のように税制上の優遇などなんらかの特権があったか?

それ以外は存在しないかもしれない

(講習所と学校の区別は不明)

6

教授の期間

試験対策は、

極短期(1ヶ月以内)

短期間(3～6ヶ月)

1年程度

4年間

7

期間を規定するもの

4年間:「営業取締規則第4条」及び盲学校の無試験校(「指定標準」)
それ以外はいずれも短期間であり、教授期間を規定するものは、存在しないようである

8

参考1

11 頁参照

9

教授内容

取締規則に規定される試験科目
解剖学・生理学・病理学
消毒学
経穴学・禁穴
鍼治・灸治

10

鍼術灸術営業取締規則

第三條 鍼術又ハ灸術ノ試験ハ地方長官之ヲ舉行ス
試験科目ハ左ノ如シ
一、人髓ノ構造及主要器官ノ機能并筋ト心經脈管ノ關係
二、身體各部ノ刺鍼法又ハ灸點法并經穴及禁穴
三、消毒法大意
四、鍼術又ハ灸術ノ實地
第四條 四ヶ年以上鍼術又ハ灸術ヲ修業シタルモノニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

11

昭和6(1931)年4月 東京盲学校規定改正
昭和8(1933)年7月京都府立盲学校学則

1年	2年	3年	4年
解剖(4)	生理(4)	病理(4)	病理衛生(4)
解剖(7)	生理(6)	病理総論及各論(4)、衛生学・消毒学(2)	病理各論(4)、衛生学・消毒学(1)

12

	1年	2年	3年	4年
東京盲学校	按摩術・鍼術(12)	按摩術・鍼術(12)	鍼術・マッサージ術(12)	鍼術マッサージ術灸術物理療法(12)
京都府立盲学校	鍼術(3)、按摩術(5)	経穴学(2)・鍼術(3)、按摩術マ術(4)	鍼灸学(2)鍼術(3)、マ学(2)マ術(4)	鍼灸学(2)鍼術(4)、マ学(2)マ術(4)

13

学校のこと

私塾は、届け出を要しないため、調査が困難

鍼灸関係雑誌の広告や、眼についた記録から知られる程度

公認の学校は、箕輪先生に

14

関西鍼灸学院 山本新悟 昭和4年大阪府認可無試験校

明治鍼灸学校 山崎良斉 昭和9年大阪府認可(足跡p123)

九州鍼灸学校 宇和川義瑞 昭和11年長崎県認可、14年3月から指定校(無試験)(日本鍼灸雑誌14年4月号)

東京高等鍼灸医学校 坂本貢 昭和14年警視庁指定・無試験(70年の歩み年表)

15

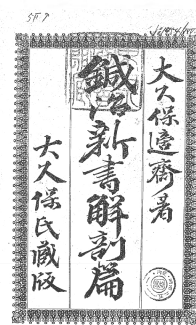
教科書

明治21(1888)～: 第1期

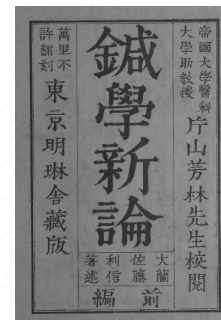
(明治35(1902)～: 第1期(後))

明治44(1911)～: 第2期

16



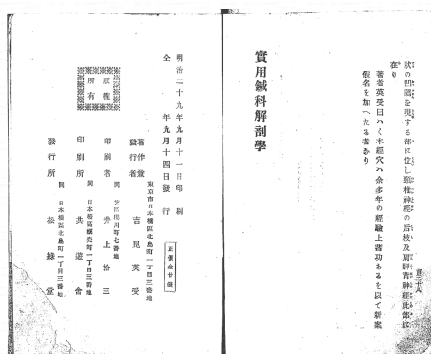
鍼治新書 大久保適齋著
明25-27



鍼學新論 佐藤利信著
明21,24

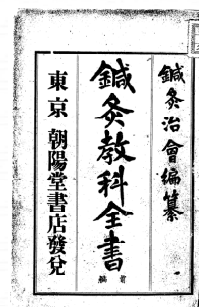
17

実用鍼科解剖学 明治29(1896)年



18

鍼灸教科全書 明治36(1903)年



19

参考2

11 頁参照

20

昨今一層鍼灸治会の権利及業務の拡張を計らんか為め必要なる二三の課を置き、専ら之を統埋す。今回鍼灸治会附属講義所**教科書撰定**に付、特に**編纂委員貳拾名**を撰抜して、之に参与し、漸く実用鍼灸教科全書を編輯せり。時に明治参拾五年十月なりき。嗚呼益々盛大なる哉。

21

特に重要とみなせるもの

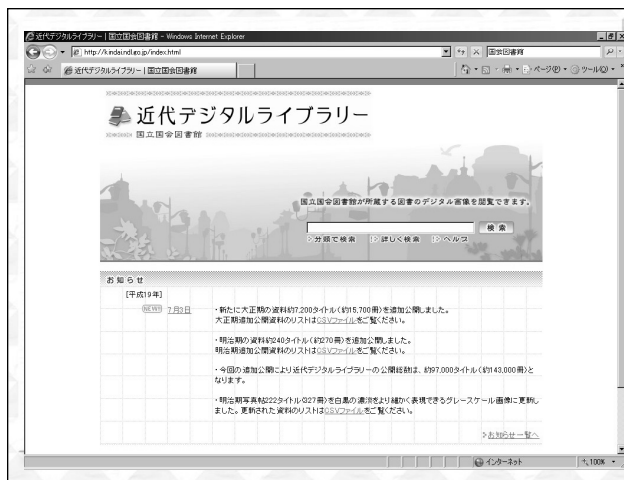
普通按鍼学 奥村三策 明35.11
 鍼灸経穴学 松元四郎平 明44.7
 日本鍼灸学教科書 山本新梧 大正1-2
 簡明鍼灸医学 辰井文隆 昭和3

 鍼灸医学全書 柳谷素霊 昭和10

22



23



学校の活動

生徒募集
学費徴収
授業(出欠)
授業内容と資料(教科書)
修了・卒業
修了者の利用・再利用
勉強の継続＝教員
雑誌の購読や運動への動員

26

学校→知識(ノウハウ)・教科書
開業者に比較して余暇・協力者が得易い→
業界活動
知名度→人の数→力

学校という産業(?)の形成

27

初期(明治期)の学校は、経営路線ではな
かったと思う
大正期、山本新梧の成功以後、
業界活動＝知名度＝学生獲得
卒業生の動員
数＝力の産生が具現する

28

山本の発明は、辰井文隆・山崎良齋を生み
出す
南北時代の始まりで、熾烈な業界活動(鍼灸
医師法運動)を促し、「学校」由来の「派閥」と、
その対立を生じた

29

一極集中は長期政権を産み出さず
分派、細分化
ゆるやかな連合

30

関西と関東

関西では、医科学に依拠した「新しいもの」
を好む傾向
メディア(業界紙)と連動し派手
関東は、遅れていた
坂本貢の学校(関西型)
柳谷素霊の学校(独自路線)

31

卒後教育

治療家のための勉強会

各種講習会(短期間)

臨床能力を目的とする

秘伝公開(書籍販売～講演会)

OBの懇親会的なもの

皇漢鍼灸医学会(辰井)・柳谷

32

再教育というプログラム

「古典研究」から「経絡治療」

→古典派

竜胆会(石川日出鶴丸)から日本鍼灸学会

→良導絡

→「自律神経派」(代田・米山)

33

スライド参考 1

按摩術、鍼術又ハ灸術學校若ハ同講習所ノ指定標準ノ件

明治 44 年 12 月 1 日内務省訓第 631 号

改正大正 8 年 11 日内務省訓第 782 号

按摩術鍼術又ハ灸術學校若ハ同講習所ノ指定標準左ノ通相定ム

第一條:按摩術營業取締規則及鍼術灸術營業取締規則第一條ニ依リ指定ヲナスヘキ學校若ハ講習所ハ左ノ各號ニ該當シ其管理及維持ノ方法確實ニシテ其成績ノ良好ト認ムルモノニ限ル

一 生徒ノ定員ニ對シ相當ナル校舍、校具、器械其ノ他ノ設備アルコト

二 必習學科目トシテ少クトモ按摩術ニ在リテハ人體ノ構造及主要器官ノ機能、按摩方式及身體各部ノ按摩術、消毒法大意、按摩術ノ實地、鍼術又ハ灸術ニ在リテハ人體ノ構造及主要器管ノ機能並ニ筋ト神經脈管ノ關係、身體各部ノ刺鍼法又灸點法並經穴及禁穴、消毒法大意、鍼術又ハ灸術ノ實地ヲ教授スルコト

三 修業年限四ヶ年以上ナルコト、按摩術鍼術又ハ灸術ノ二以上ヲ教授スルモ亦同シ盲人生徒ニ限り按摩術乙種試験科目ノミヲ教授スルモノニ在リテハ二ヶ年以上ナルコト

四 第二號教科目ノ教導ニハ適當ト認ムル醫師及各術ノ實地専門家ヲ採用スルコト

五 學則所定ノ教授時數中授業ヲ受ケサルコト三分ノ一以上ニ及フ生徒ハ進級若ハ卒業セシメサルコト

第二條:指定學校若ハ指定講習所ノ卒業試験ニハ吏員ヲ立會ハシメ試験問題若ハ試験ノ方法不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムヘシ

第三條:指定學校若ハ指定講習所ニシテ第一條ノ要件ノ一ヲ失ヒ其他成績不良ト認メタルトキハ其指定ヲ取消スヘシ

第四條:學校若ハ講習所ノ指定ヲ爲シ若ハ指定ノ取消ヲ爲シタルトキハ其都度之ヲ公告シ内務大臣ニ報告スヘシ

右訓令ス

スライド参考 2

維新前に於ては、各派共に其勢力を競ひしと雖とも、維新后に移り、日進医学の進歩と供に、流義を異にすと雖とも、其性質の異ならざるに於ては已流に矜るの愚を覺り、各末派遂に合同一致して、**明治二十二年**、東京府知事の訓令の許に、**東京鍼灸治会**を組織するに至る。爰に於て各派中有望の士を撰出し、其重任に当らしむ。此頃名声の聞ひある鍼治家、広島県人渡瀬正造氏、宮内省侍医局に出仕せられ、鍼灸治会の創立に慤からぬ尽力ありし。尚ほ相次きて岡本元資氏、之れに代はり、吉田久庵氏と共に、斯会に尽力すること容易ならず。為めに岡本氏会長の任を帯ひ、斯会の隆盛を計る。**また後進者養成の法を講じ、鍼灸治会附属鍼灸講義所を設け、泰西医学の博士を聘し、専ら子弟の薰陶に従事せり。**悲哉、昨三十四年、会長岡本氏逝去せられ、会員荒久保文益氏会長の名を継ぐ。